

瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）沿線の地域活性化に向けた相互連携協力協定

広島県（以下「甲」という。）と本州四国連絡高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）沿線の地域活性化に向けた相互の連携協力について、次のとおり相互連携協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲及び乙が相互に協力し、防災・災害対策、観光・文化・産業の振興及び技術交流などを進めることにより、瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）沿線の地域活性化を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進に努めるものとする。

- （1）防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関すること
- （2）観光・文化・産業の振興など地域社会の活性化に関すること
- （3）技術交流に関すること
- （4）その他本協定の目的に沿うこと

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき、個別の案件を連携して実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は令和元年1月29日から令和6年3月31日までとする。ただし期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年11月29日

甲 広島県知事

湯崎英彦（署名）

乙 本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長

酒井孝志（署名）